

土地収用法適用の問題

1. 石木ダムにおける土地収用法適用の経過

長崎県が「地元の詳細なしではダムは造らない」と覚書きを交わした上で予備調査を開始した1972年からこれまでの50年以上、地元住民を苦しめ続けている石木ダム。2009年11月に起業者（長崎県・佐世保市）は九州地方整備局に土地収用法の適用を求めた。九州地方整備局は2013年9月に土地収用法適用を認める「事業認定」を告示。長崎県収用委員会は2019年5月21日に宅地を含む未買収地計約12万平方メートル（石木ダム全用地）の収用明け渡しを裁決し、明け渡し期限は建物が無い土地が9月19日、建物がある土地が11月18日とした。共有地地権者を含む全地権者は補償金受け取りを拒否、起業者は補償金を供託、現地住民13世帯の全地権と共有地権者の全地権を強制収用した。すべての被収用者は明け渡しを拒否し、現在に至っている。起業者は2023年3月以来、行政代執行法の手続きをとることなく、収用地内での工事を始め、農地の改変、工作物の破壊・撤去等、被収用者の生活手段である農業ができない状態にしている。

2. 被収用者の怒り

1. 被収用者は、石木ダム建設事業起業者による収用を認めず、明け渡しは拒否し、従来からの占有（居住・農耕等）を継続している。
2. 起業者が収用したとする農地等へ立ち入って工事に着手。従来からの農耕を不可能にする事態が生じ、生活基盤の破壊行為に対して強く抗議し、工事中止を求めている。

3. 土地収用法適用の問題

1. 起業者による覚書不履行
 - ・長崎県知事と事業地住民3総代が1972年（昭和47年）7月29日に取り交した「石木川の河川開発調査に関する覚書」第4条「乙が調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて甲と協議の上、書面による同意を受けた後着手するものとする」がある。土地収用法適用は「協議拒否」そのものである。
2. 「石木ダム事業の必要性」に目をそらし、起業者の主張のみを「鵜呑み」にして事業認定している。
 - ・事業認定申請当時に想定していた「水不足状態」は事業認定時からすでに回避されている。認定庁は起業者のでたらめな水需給予測を何らとがめない。
 - ・「石木川合流地点より下流の川棚川は、既往最大の洪水が襲来しても石木ダムなしで安全に流下できる。」と長崎県が認めている。
 - ・基本高水流量1,400m³/秒（山道橋地点到達流量1,320m³/秒）は統計学上の実際の生起確率が「500年から1000年に1度」と異常に低いものである。ただし、この洪水（山道橋地点到達流量1,320m³/秒の洪水）が到達したとしても、「石木ダムなしで溢れることなく流下する」ことを長崎県が認めている。余裕高不足だけが「石木ダムが必要」の理由
3. 石木ダム事業は弊害を生むのみ。事業地での生息存続を許さない・環境破壊・人権侵害、後世へのつけ払い強要等のマイナス面の実態を評価していない。
4. 土地収用法は、収用明け渡し裁決申請による収用委員会審理において、事業認定の問題点の審理を許していない。基本的に被収用者の人権を否定している。

4. 以上より、石木ダム事業への土地収用法適用は、土地収用法の目的(国土の適正且つ合理的な利用に寄与)に反している。憲法第99条違反